

# 今帰仁村営勢理客第2団地入居者募集要項

勢理客第2団地の入居者について、次のとおり募集します。申込にあたっては、この募集要項をよくお読みになってお申込ください。

## 1. 募集戸数及び募集団地名など

- (1) 募集戸数 1戸
- (2) 団地名 勢理客第2団地
- (3) 住所 今帰仁村字勢理客305-1
- (4) 構造 鉄筋コンクリート平屋建
- (5) 間取り 3DK
- (6) 家賃 仮算定13,400円～35,700円  
(世帯収入により家賃が異なります。)

## 2. 入居申込み資格

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。(夫婦、親子等)
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
  - ア 現在、今帰仁村の村営住宅に入居している方は申込できません。
  - イ 入居予定者全員が持家を所有していないことが前提です。
- (3) 月収額(同居親族全ての所得を合算した額)が次の基準以下であること。  
入居親族を含めた過去1年間における所得の合計金額から、定められた金額を控除(基礎控除、特別控除等)して、12で除した額が15万8千円以下であること。
- (4) 市町村税等を滞納していない者であること。
- (5) 申込者又は同居者が暴力団員でないこと

## 3. 申込受付

- (1) 申込受付期間  
平成30年8月8日(水)～8月24日(金) 土日・祝日を除く。
- (2) 時間 午前9時～午後5時(正午から午後1時までの間を除く)
- (3) 場所 今帰仁村役場 総務課 行政係

## 4. 入居候補者の決定 抽選会で入居候補者を決定します。

### ●入居候補者決定抽選会

日時：平成30年9月5日(水)午後2時から

場所：今帰仁村保健センター

※ 当日は、抽選番号票を持参してください。なお、抽選番号票を忘れた場合、番号の確認は抽選会終了後にしかできませんのでご了承ください。

※ 抽選会終了後、抽選で決定した入居候補者は入居審査についての説明会が

ありますので、抽選会には必ず出席して下さい。（※都合が悪い場合は、必ず代理人を出席させてください。）

## 5. 入居者の決定

抽選の結果、入居候補者には、入居資格審査を行い、正式に入居の決定をします。  
なお、申込時に提出いただいた書類に虚偽等がある場合は、入居決定を取り消すことがあります。

●入居決定通知 平成30年9月中旬 予定

## 6. 入居手続き（入居開始予定） 平成30年9月下旬 予定

入居手続きに必要なものは、以下のとおりです。

- (1) 当月分及び翌月分の家賃（入居日からの日割り計算となります。）
- (2) 敷金（家賃の3か月分に相当する額）
- (3) 請書（連帯保証人に関する書類）

※入居手続き期間内に入居手続、連絡がない場合は、  
入居を取り消すことがあります。

## 7. その他（申込み及び入居の留意事項）

- (1) 申込者（本人）は、原則として世帯主とします。
- (2) 次のような方は、申込失格又は入居失格とします。
  - ①申込み内容に虚偽があった場合。
  - ②申込した家族が同時に入居できないとき。  
または、入居時に同居者が増えているとき（出生は除く）。
  - ③同一世帯または同一人で複数の申込みをしたとき。
  - ④申込後に住所変更をし、これを村に連絡しなかったとき。
  - ⑤その他申込みに必要な事項について不備があり、補正しない場合。
  - ⑥村営住宅の入居決定の通知を受けたが、決められた日までに入居手続きを行わなかったとき（提出書類に不備があり、補正を行わなかった場合等を含む。）
- (3) 提出された書類は一切お返ししません。
- (4) 別居という形での入居はできません。
- (5) 村営住宅では世帯分離を認めていません。
- (6) 村営住宅では、動物（犬、猫、鳩、鶏など）を飼うことはできません。
- (7) 入居契約後、勢理客第2団地自治会に加入し、運営に協力していただきます。  
(定期的に班長・会計等の役員をしていただきます。)
- (8) 入居後は、区民として区の地域行事活動等に協力をお願いします。

<提出書類一覧>

1 申込者が必ず提出する書類等	①村営住宅入居申込書	添付されています。
	②住民票謄本	入居希望者全員のものが必要となります。お住いの市区町村の窓口で取得してください。 ※本籍・続柄を省略しないでください。 ※マイナンバーの記載ないものを提出してください。
	③所得課税証明書、納税証明書	平成30年度（平成29年1月～12月）の各証明書を、お住いの市区町村の窓口で取得してください。 ※収入申告をしていない方は所得証明書が発行できない場合があります。前もって、お住いの市区町村の窓口で申告を行ってください。 ※18歳以上の同居する親族全員の証明が必要です。
	④資産証明書	18歳以上の同居する親族全員分について、お住いの市区町村の窓口で取得してください。 （資産のない方は無資産証明書を提出してください）。
2 該当者が提出する書類等	⑤国民健康保険税（料）を滞納していないことの証明書	同じ世帯で国保に加入している方がおりましたら、平成30年度分（申請時点）及び過年度分について、国民健康保険税（料）を滞納していないことの証明書の提出をお願いします（完納証明書でも可。様式は任意です）。お住いの市区町村の国保窓口にて取得してください。
	⑥各種の滞納がないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道料金</li> <li>・保育園保育料</li> <li>・学校給食費</li> <li>・幼稚園使用料（預かり保育料含む。）</li> </ul> 同じ世帯で上記のいずれかをお住いの市区町村に支払っている場合、お住いの市区町村担当窓口にて、これら1つ1つについて滞納がないことの証明書（完納証明書でも可。様式は任意です。）を作成していただき、提出してください。
	⑦障害者手帳等の写し	同じ世帯に障害者手帳をお持ちの方がいましたら、その写しを提出してください。

	⑧生活保護受給 証明書	同じ世帯に生活保護を受給しているかたがおりましたら、最寄りの福祉事務所等にて証明書の発行を申請し、その証明書を提出ください。
	⑨扶養証明書	お住いの市区町村以外の市区町村に扶養者がいる方は、その扶養者がお住いの住所地の市区町村窓口で扶養証明書を取得してください。 ※平成30年度の証明書をお願いします。